

第4期「加古川教育ビジョン（教育振興基本計画）」について

1 計画の位置付け

教育基本法第17条第2項に規定される地方公共団体の「教育の振興のための施策に関する基本的な計画」であり、国及び兵庫県の教育振興基本計画を参酌しつつ、本市の「加古川市総合計画」の教育に関する分野や、その他関連する計画の内容を踏まえた、教育の振興を図るために定める基本的な計画である。

2 策定スケジュール

令和6年	6月	教育委員会より教育振興基本計画検討委員会へ諮問
	6月から10月	素案検討
	11月から12月	パブリックコメント
令和7年	1月	教育振興基本計画検討委員会より教育委員会へ答申
	2月下旬	策定

3 【参考】 第3期「かがわ教育ビジョン」の概要

【教育の基本理念】

ともに生きるこころ豊かな人づくり

【目指すべき具体的な人間像】

・努力する人 ・心あたたかい人 ・行動する人

【教育が目指す基本的方向】

- ・地域総がかりの教育の推進
- ・子どもの未来を切り拓く力の育成
- ・質の高い教育を支える豊かな教育環境の整備
- ・生涯にわたって学ぶことのできる環境の整備

○上記の4つの基本的方向を達成するための15の重点目標を設定

○15の重点目標に対応した、65の具体的な方針を設定